

廃 第 1 3 1 6 号  
令和 8 年 2 月 9 日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様  
千葉県産業廃棄物処理業協同組合理事長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルの改定  
について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室から「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を令和 8 年 1 月に改定した旨の連絡がありました。

つきましては、感染性廃棄物の処理に際しての法令基準については、当該マニュアルを御参照いただくとともに、貴下会員への周知をお願いいたします。

なお、当該マニュアルは下記の環境省ホームページにも掲載されています。

記

環境省ホームページ

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/post\\_36.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html)

担当

千葉県環境生活部廃棄物指導課  
指導企画班

電話：043-223-2757

Mail: haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp